

## 函館市企業局産業医業務嘱託職員業務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局の産業医業務に従事する嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 正規職員

函館市企業局職員の給与に関する規程（平成23年函館市企業局規程第25号）第2条第1項第1号および第2号に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。

(2) 嘱託職員

一定の事務処理を委嘱するためにおける職員で、必要に応じて勤務するものをいう。

(3) 所属長

課長、場長、所長、担当課長および参事（3級）をいう。

(職務)

第3条 嘱託職員の職務は、産業医業務に関することとする。

(任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、1年以内とし、かつ、一会計年度を超えてはならない。

2 一任用期間が満了した場合は、前項の定めに基づき再任用することができる。

(任用条件の明示)

第5条 所属長は、嘱託職員を任用しようとするときは、あらかじめ任用期間、従事させる職務の内容、報酬、報酬の支払い方法等任用条件を明示しなければならない。

(服務)

第6条 所属長は、嘱託職員に対し、次に定める事項その他当該職につ

いて必要な規律が守られるよう指導監督しなければならない。

- (1) 上司の職務上の命令に従うこと
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと（その職を退いた後も同様とする。）
- (3) 職務に係わる法令等に従うこと  
(報酬)

第7条 嘱託職員の報酬は、月額とし、管理者が定める額を支給する。  
(報酬の支払い)

第8条 報酬は、当月の1日から当月末日までの分を、当月の21日（その日が休日、日曜日または土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日または土曜日でない日とする。）に支給する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。  
(懲戒等)

第9条 嘱託職員の懲戒は、正規職員の例による。

- 2 次の事由により嘱託職員を任用期間の中途において解職する場合は、少なくとも30日前に解職の予告をするものとする。
  - (1) 心身の故障により職務の遂行に支障がある場合
  - (2) 職に必要な適格性を欠く場合
  - (3) 職を廃止する場合

- 3 所属長は、任用期間満了の30日前までに再任用の予定について、本人に通知しなければならない。  
(災害補償)

第10条 嘱託職員の公務上の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。  
(補則)

第11条 所属長は、この要綱により難しい特殊の事情がある場合には、管理部長に協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。